

やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和 7 年 2 月 1 9 日（水曜日）

開 会（午後 2 時 4 9 分）

管理者招集の挨拶

開議の宣言

会議録署名議員の指名

会期の決定

第 1 議第 1 号 やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について

第 2 議第 2 号 令和 6 年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について

第 3 議第 3 号 令和 7 年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について
追加日程

第 1 議会議案第 1 号 やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部改正について

閉 会

○本日の会議に付した事件
日程に同じ

○出席議員（9 名）

1 番 持田 尚顕
3 番 植田 昌孝
5 番 齋藤 聡
7 番 岩本 孝
9 番 大谷 龍雄

2 番 梶木 裕文
4 番 丸山 誠
6 番 南 満
8 番 福塚 実

○欠席議員 な し

○説明のための出席者

管 理 者 山田 秀士
副 管 理 者 平岡 清司
総 務 課 長 田村五十司

副 管 理 者 高江 啓史
事 務 局 長 涌田 一彦

○議場に出席した事務職員

御所市議会議務局長 木下 嘉敏
事務局係長 春名 詩朗

事務局係長 桐山 真哉
事務局係員 橋本 豊

	(午後 2 時 4 9 分開会)
議長 (南 満)	ただいまの出席議員数は 9 名でありますので議会は成立いたしました。 ただいまより、令和 7 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。 管理者より招集の挨拶があります。 管理者。
管理者 (山田 秀士)	令和 7 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。私ども理事者におきましては、やまとクリーンパークの安定操業と構成市町から排出されます一般廃棄物の適正処理を行ってまいりました。 また、昨年度から実施いたしました吉野町からの可燃ごみの受入れ処理におきましても、順調に業務が遂行いたしております。 今後におきましても円滑な施設運営に努めてまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。 さて、今回提出させていただきました案件は、個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正、令和 6 年度一般会計補正予算及び令和 7 年度一般会計予算の 3 議案でございます。 議員の皆様には、何とぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長 (南 満)	これより会議を開きます。 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 7 1 条の規定により、4 番・丸山誠議員、5 番・齋藤聡議員、以上 2 名の議員を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (南 満)	ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。 これより日程に入ります。 日程第 1、議第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関

	する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。 管理者。
管理者 (山田 秀士)	議第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についてご説明を申し上げます。 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令等の整理等に関する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、当組合条例の文言の整理を行うものでございます。 以上、個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議長 (南 満)	質疑に入ります。 暫時休憩します。 (午後 2 時 5 2 分休憩) (午後 2 時 5 3 分再開)
議長 (南 満)	会議を再開いたします。 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (南 満)	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はありませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (南 満)	討論なしと認めます。 これより採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (南 満)	ご異議なしと認めます。よって、議第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正については、原案どお

	り可決することに決しました。 次に、日程第２、議第２号、令和６年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。 管理者。
管理者 （山田 秀士）	議第２号、令和６年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。 令和６年１０月に、御所市において健康増進スポーツ施設整備事業者の公募を行う予定でありましたが、関係機関との調整に不測の日数を要したことから当初予定どおりの業務が遂行できず、健康増進スポーツ施設整備事業に係る発注者支援業務において、期間の延長と追加費用が必要となったことによるものであります。 以上、議第２号、令和６年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議長 （南 満）	質疑に入ります。ご質疑はございませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 （南 満）	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はございませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 （南 満）	討論なしと認めます。 これより採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 （南 満）	ご異議なしと認めます。よって、議第２号、令和６年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）については、原案どおり可決することに決しました。 次に、日程第３、議第３号、令和７年度やまと広域環境衛生事務組合一

管理者
(山田 秀士)

般会計予算についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

管理者。

議第3号、令和7年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度一般会計の予算につきましては、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,238万円とする。

第2条債務負担行為につきましては、6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為は、健康増進施設事業負担金で、期間は令和8年度から令和20年度までの限度額を健康増進施設に関する整備、運営、維持及び管理に要する費用で、御所市の実質一般財源相当額と定めるものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。

まず、歳入についてご説明いたします。

第1款分担金及び負担金は、本組合を構成する3市町の負担金及び吉野町の可燃ごみ受入れ処理に伴います負担金といたしまして、9億4,339万5,000円を計上しております。

第2款財産収入は、基金利子で90万7,000円。

第3款繰入金は、財政調整基金繰入金3,961万6,000円は、健康増進施設費負担金に充当するための費用でございます。

第4款諸収入、第1項預金利子4万5,000円。第2項雑入8,841万7,000円につきましては、売電収入並びに資源物売却料等でございます。

14ページ、15ページをお願いします。

歳入合計は10億7,238万円でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

第1款議会費は、議員報酬等で31万1,000円。

第2款総務費、第1項総務管理費は、組合事務運営に伴う諸費用及び健康増進施設費等の必要見込額を一般管理費として9,582万1,000円を計上しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

財産管理費は、基金積立金等で1億4,551万円、公平委員会費は1万6,000円で、総務管理費合計は2億4,134万7,000円でございます。

第2項監査委員費は1万5,000円。

次に、第3款衛生費は、施設光熱水費並びに土地借地料等で、清掃総務費5,105万7,000円を計上しております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

ごみ処理費は、ごみ処理施設に係る委託料等で7億7,465万円でございます。

衛生費合計は8億2,570万7,000円でございます。

次に、第4款予備費500万円。

歳出合計は10億7,238万円でございます。

以上、令和7年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長
(南 満)

質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
9番大谷議員。

9番
(大谷 龍雄)

19ページの一番上の負担金、補助及び交付金の健康増進施設事業負担金3,268万7,000円があるわけですが、ご存じのように、先ほどの全協でも説明がありましたように、大変遅れている理由の説明がありましたけれども、地元の皆さん方への約束からすれば10年以上も遅れているという状況ですんで、大変、最大限の努力で進めていただかなければならないわけですが、この歳出予算3,268万7,000円は、説明でいいますと主にどの部分を進めていただけるのか、その辺をちょっと、ポイントを絞って説明いただきたいと思います。

議長
(南 満)

課長。

総務課長
(田村五十司)

19ページ、負担金、補助及び交付金、健康増進施設事業負担金についてご説明させていただきます。

まず、令和7年度4月から、御所市におきまして健康増進スポーツ施設事業者の選定の公募が行われる予定でございます。その中で、順番といたしまして、公募から事業に入るに当たりまして、まず、モニタリング事業者、要するに発注した要求水準書に沿って、きちっと事業が進められているかというのを第三者の業者によって監視もしくはモニタリングをしていただく業者を選定するに当たりまして、1,047万2,000円を計上させていただきます。

また、施設の整備事業といたしましては、令和7年度につきましては、9月ぐらいに何とか御所市の議会の承認を得て事業に取り組む予定でござ

いますので、基本設計を主にしていただく期間となっております。

最後に、あくまで基本設計でございますので、その間、土地をいろうことはございませんので、その間につきましては、草刈り業務等の維持管理業務といたしまして98万5,000円を計上させていただいております。計3,268万7,000円となっております。

以上でございます。

議長

(南

満)

よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長

(南

満)

ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長

(南

満)

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

(南

満)

全員賛成と認めます。よって、議第3号、令和7年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算については、原案どおり可決することに決しました。

ただいま3番植田昌孝議員より、議会議案第1号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部改正についてが提出されました。この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長

(南

満)

ご異議なしと認めます。よって、議会議案第1号を議題とすることに決定いたしました。

日程追加第1、議会議案第1号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。朗読を省略し、直

		ちに提案者の説明を求めます。 3 番植田昌孝議員。
3 番 (植田 昌孝)		それでは、議会議案第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部改正についての議案説明をさせていただきます。 先ほど議第 1 号で理事者からも説明がありましたが、令和 7 年 6 月 1 日から、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令等の整理等に関する法律が施行されることに伴い、当組合議会の条例の文言に整理が必要となることから、やまと広域環境衛生事務組合議会会議規則第 13 条の規定によりまして、本議会におきまして、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部改正についてを提出いたすものでございます。 改正の内容といたしましては、同条例第 54 条、第 55 条及び第 56 条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであり、施行期日は令和 7 年 6 月 1 日とするものでございます。何とぞよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。
議長 (南 満)		質疑に入ります。ご質疑はございませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (南 満)		質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はありませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (南 満)		討論なしと認めます。 これより採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 〔全員挙手〕
議長 (南 満)		全員賛成と認めます。よって、議会議案第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決することに決しました。 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和 7 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

(午後 3 時 0 7 分閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員